

建築基準法に基づく性能評価業務規程

一般財団法人 小林理学研究所

建築基準法に基づく性能評価業務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この性能評価業務規程(以下「規程」という。)は、一般財団法人小林理学研究所(以下「当所」という。)が、建築基準法(昭和25年法律第201号)(以下「法」という。)第77条の56の規定に定める指定性能評価機関として行う法第68条の26第3項の評価業務(以下「性能評価業務」という。)の実施について、法第77条の56第2項において準用する法第77条の45第1項の規定に基づき必要な事項を定める。

(性能評価業務実施の基本方針)

第2条 性能評価業務は、法及びこれに基づく命令によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

(性能評価業務を行う時間及び休日)

第3条 性能評価業務を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、緊急を要する場合又は事前に当所と申請者との間において日時の調整が図られている場合はこの限りではない。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日及び祝、祭日
- (2) 当所の年末、年始休業日
- (3) その他、当所の定める休業日

(事務所の所在地及び業務区域)

第4条 所在地は、東京都国分寺市東元町3丁目20番41号であり、その業務区域は日本全域とする。

(業務の範囲)

第5条 性能評価業務を行う範囲は、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)(以下「指定機関等に関する省令」という。)第59条第4号に定める区分とする。ただし、建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成12年建設省令第26号)附則第2条に該当するものは、性能評価の業務範囲から除くものとする。

2 当所の理事長又は役員が従事又は役員を務める企業、団体等が申請するものは除くものとする。

第2章 性能評価業務の実施方法

(性能評価の申請)

- 第6条** 申請者は、性能評価の申請に際し、性能評価申請書<様式 KIPR1>及び指定機関等に関する省令第63条第1号の規定に定める図書(以下「申請用図書」という。)を、定められた期日までに当所に提出しなければならない。
- 2 前項の申請を書面以外の電子メディア等で行うことは、当所がその方法を別に定めるまで認めない。

(性能評価の引受け)

- 第7条** 当所は、性能評価の申請があったときは、次の事項を確認して引受ける。
- (1) 申請者が申請にあたって約款を了承していること。
 - (2) 申請のあった性能評価対象案件が第5条に定める性能評価業務の範囲内であること。
 - (3) 申請用図書に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 申請内容に明らかな瑕疵がないこと。
- 2 前項の規定において、当所が申請用図書に不備を認めるときは申請者に対し、相当期間を定めて補正を求める<様式 KIPR2>。申請者が補正に応じられない場合は、引受けられない理由を明示し、申請用図書を申請者に返還する。
- 3 当所は申請を引受けた場合には、申請者に対し承諾書<様式 KIPR3>を発行、交付する。この場合、申請者と当所は約款に基づき契約を締結したものとする。
- 4 申請に関して、申請者に悪意または重大な過失があった場合、当所は前項の契約を解除し、性能評価業務の引受けを取り消すことができる。

(約款に定める事項)

- 第8条** 前条の約款には、契約当事者の基本的債務に関する事項、契約の解除に関する事項及び秘密保持に関する事項を定めることとする。
- 2 前項の契約当事者の基本的債務に関する事項、契約の解除に関する事項の特約事項として、次の事項を盛り込むこととする。
- (1) 当所が申請者に対し、提出された書類のみでは性能評価を行うことが困難であると認めて通知した場合、申請者は申請に係る性能評価を行うために必要な追加書類又は申請に係る建築材料等を遅滞なく当所に提出しなければならないことを定めた事項。
 - (2) 申請者は、申請に係る構造方法等に関する当所の不整合の指摘に対し、速やかに当該部分の申請用図書の修正その他必要な措置をとらなければならないこと

を定めた事項。

- (3) やむを得ない事情によって、試験、審査および性能評価書<様式 KIPR4>の交付（以下「試験等」という。）が事前の予定期日までに行えない場合、当所は申請者に対してその理由を明示の上、日程の変更を請求することができることを定めた事項。
- (4) 申請者が当所に試験等の日程の変更を申し出た場合、当所がその理由が正当であると認めるときは、試験等の日程を変更することができることを定めた事項。
- (5) 申請者の責めに帰すべき事由により予定期日までに試験等を行えない場合、当所は申請者にその理由を明示の上、契約を解除し、性能評価を打ち切ることができることを定めた事項。

（試験の実施方法）

第 9 条 当所が性能評価を行うための試験を実施する場合は、当所の試験設備を用いて試験を実施する。

- 2 当所は前項の試験設備及び試験機器を適切に管理するものとする。
- 3 試験は評価員が実施するものとし、その結果は試験成績書としてとりまとめる。
- 4 試験設備及び試験機器の管理方法並びに試験の実施手順及び試験成績書の作成方法は、別に定める。

（審査の実施方法）

第 10 条 当所は、性能評価の審査申請を引受けた場合は、速やかに第 15 条に定める評価員 2 名以上により審査を実施する。

- 2 評価員は、指定機関等に関する省令第 63 条の規定並びに別に定める業務方法書に基づき、申請用図書及び前条に定めるところにより実施した試験の成績書をもって審査を行う。
- 3 評価員は、審査上必要あるときは、申請用図書に関し申請者に説明を求めるものとする。

（性能評価書の交付等）

第 11 条 当所は、評価員による審査の結果、申請に係る構造方法等が建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 22 条の 3 に掲げる基準に適合していると認めたときは、性能評価書を申請者に交付する。

- 2 当所は、前項の性能評価書の作成に当たっては、図面の不整合・記載内容の不足等の不備がないようにするものとする。
- 3 当所は、評価員の審査の結果、申請に係る構造方法等が前項の基準に適合しないと

きは、その理由を付した通知書<様式 KIPR5>をもって申請者に通知する。

(性能評価申請の取下げ)

第 12 条 申請者は、申請者の都合により性能評価書の交付前に性能評価の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届<様式 KIPR6>を当所に提出する。

第 3 章 性能評価に係る手数料

(性能評価手数料の収納)

第 13 条 当所は、性能評価の試験等を行った場合は、その終了後、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）（以下「施行規則」という。）第 11 条の 2 の 3 第 3 項第 4 号に定める手数料を申請者に対して請求する。

- 2 申請者は、性能評価に係る手数料を速やかに当所に納入するものとする。
- 3 前項において、振り込み手数料は申請者の負担とする。

(性能評価手数料の返還)

第 14 条 収納した性能評価に係る手数料は返還しない。ただし、当所の責に帰すべき事由により性能評価が実施できなかった場合には、この限りではない。

第 4 章 評価員

(評価員の選任)

第 15 条 理事長は、性能評価業務を実施させるため、指定機関等に関する省令第 64 条に定められた要件に該当し、かつ、次に掲げる業種（以下「制限業種」という。）を兼業しない者を評価員として選任する。

- (1) 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続きの代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
 - (2) 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
 - (3) 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
 - (4) 建築材料・設備の製造、供給及び流通業
- 2 評価員は、当所職員から選任するほか当所職員以外の者を委嘱して選任するものとする。

(評価員の解任)

第 16 条 理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合は、その評価員を解任する。

- (1) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (3) 評価員が、制限業種を兼業するに至ったとき。
- (4) その他、法第 77 条の 56 条第 2 項において準用する法第 77 条の 42 第 4 項の規定による国土交通大臣の解任命令があったとき。

第 5 章 雑 則

(秘密保持義務)

第 17 条 当所の役員及びその職員並びにこれらの者であった者（委嘱に基づく評価員を含む。）は、性能評価業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(実施体制)

第 18 条 性能評価業務を実施するために選任する評価員の数は 2 名以上とする。

- 2 所長は性能評価業務を統括管理するものとし、性能評価業務に係る事務処理等は事務室が行うものとする。また、性能評価業務に係る試験等については建築音響研究室が行うものとする。
- 3 性能評価業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 4 評価員及び性能評価業務に従事する職員は、自己が関係する個人、企業、団体等が申込む構造方法等に係る性能評価業務を行わないものとする。

(人員の確保)

第 18 条の 2 前条の規定に関わらず、性能評価の申請件数が見込みを上回った場合において、適正に性能評価を実施することが困難な場合には、当該性能評価に必要な人員を確保するものとする。

(帳簿及び図書の保存期間)

第 19 条 法第 77 条の 56 第 2 項において準用する法第 77 条の 47 第 1 項に規定する帳簿及び申請用図書及び性能評価書（試験成績書を含む。）は、当所が性能評価業務を廃止するまでの間、保存するものとする。

(書類の管理並びに帳簿及び図書の保存方法)

第20条 審査中の申請用図書は、審査のため必要な場合を除き当所内の施錠できる室又はロッカー等に保管するものとする。

2 前条に掲げる帳簿、図書等は、当所内の施錠できるロッカー等に保存する等、確実かつ秘密の漏れることのない方法で保存する。

(事前相談)

第21条 当所に性能評価を申請しようとする者は、申請に先立ち、当所に事前に相談することができる。

(附則)

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成23年8月15日より施行する。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成25年7月1日より施行する。

改訂歴

平成12年12月1日 制定

平成23年8月15日 改訂 第11条2項を追加

平成25年4月1日 改訂

第1条 「財団法人」を「一般財団法人」に変更

平成25年7月1日 改訂 第18条の2追加